

# シュロダー 先進国債券ファンド 2021-07(限定追加型)

追加型投信／内外／債券

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
追加型	内外	債券	債券 一般	年1回	グローバル (日本を含む)	あり (フルヘッジ)

※上記属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、「一般社団法人投資信託協会」のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- この目論見書により行う、シュロダー先進国債券ファンド2021-07(限定追加型)の募集については、発行者であるシュロダー・インベストメント・マネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2021年6月11日に関東財務局長に提出し、2021年6月27日にその届出の効力が生じています。

## 委託会社 [ ファンドの運用の指図を行う者 ]

### シュロダー・インベストメント・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第90号

設立:1991年12月20日

資本金:4億9千万円(2021年3月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額:約5,040億円(2021年3月末現在)

グループ会社全体の運用総額:5,744億英ポンド(約81兆円)

(2020年12月末現在、1英ポンド=141.13円で換算)

インターネットホームページ  
<http://www.schroders.co.jp/>

電話番号  
03-5293-1323 [受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで]

■ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、左記委託会社の照会先までお問い合わせください。

■ファンドに関する金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は左記委託会社のインターネットホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。

■ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

■ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

■ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において固有財産等と分別管理されています。

■請求目論見書は販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

## 受託会社 [ ファンドの財産の保管および管理を行う者 ]

### 三菱UFJ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分お読みください。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

主として先進国の企業が発行する米ドル建て債券に投資し、信託財産の成長を目指します。

## ファンドの特色

### 1 先進国\*の企業が発行する米ドル建て債券を主要投資対象とし、安定的なインカム収入の確保による信託財産の成長を目指します。

\*先進国とは、IMF(国際通貨基金)の定義する先進国・地域に準拠する国・地域をいいます。

- 原則としてファンドの信託期間(約5年)内に満期日を迎える債券に投資し、満期日まで保有することとします。ただし、運用者の判断により満期前に売却することがあります。
  - ファンド設定時\*に保有する債券の取得時における平均格付は投資適格(BBB-)以上とします。
- \*ファンド設定当初のポートフォリオ構築が完了するまでの一定期間を指します。
- 信託期間中に満期を迎えた場合には、ファンドの償還日前に満期を迎える別の債券や短期金融商品等への再投資を行います。

### 2 信託期間約5年の限定追加型の投資信託です。

- ファンドは2026年8月10日を償還日とする信託期間約5年の投資信託です。
- ファンドの購入の申込みは、2021年7月30日までの間に限定して受け付けます。

### 3 組入外貨建資産について、為替ヘッジにより対円での為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

- ファンド設定時\*に約5年の信託期間に応じた長期間の為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減と為替ヘッジコストの変動リスクの抑制を目指します。

\*ファンド設定当初のポートフォリオ構築が完了するまでの一定期間を指します。

※長期間の為替ヘッジにより為替変動リスクおよび為替ヘッジコストの変動リスクを完全に排除できるものではありません。

- 為替ヘッジには長期の為替予約取引を使用し為替ブローカーとの間で担保差入れを行うことで、ヘッジ取引が履行されなかった場合のカウンターパーティーリスク\*を低減します。

\*取引の相手方(カウンターパーティー)が破綻した場合などに契約が履行されずに損失を被るリスクのことをいいます。カウンターパーティーリスクは完全に排除できるものではありません。

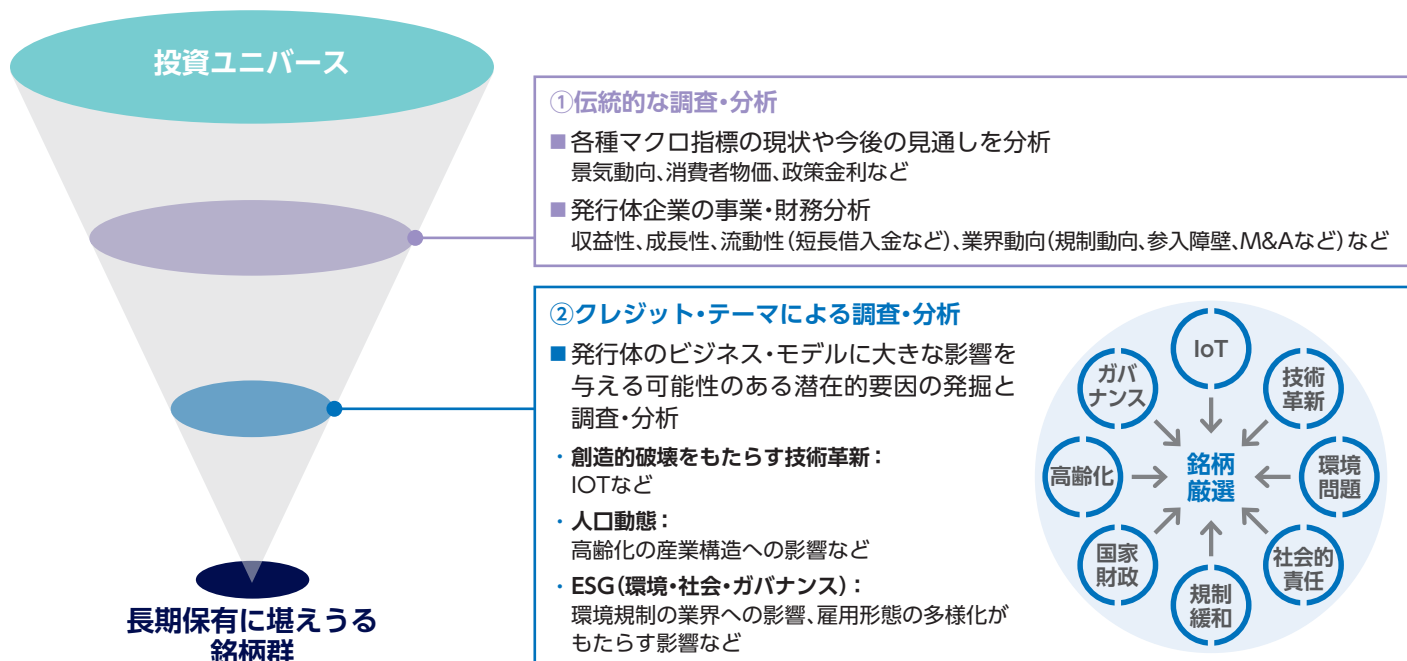
### 4 運用にあたっては、シュロージャー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・インクに有価証券等\*の運用の指図に関する権限を委託します。

\*有価証券等とは、先進国の企業が発行する米ドル建て債券や先進国の国債に加えて残存期間の短い他の債券や短期金融商品を含みます。

- 創業以来200年以上の歴史と実績を誇る、英国屈指の独立系資産運用グループ、シュロージャーの経験豊富な運用プロフェッショナルが運用を行います。

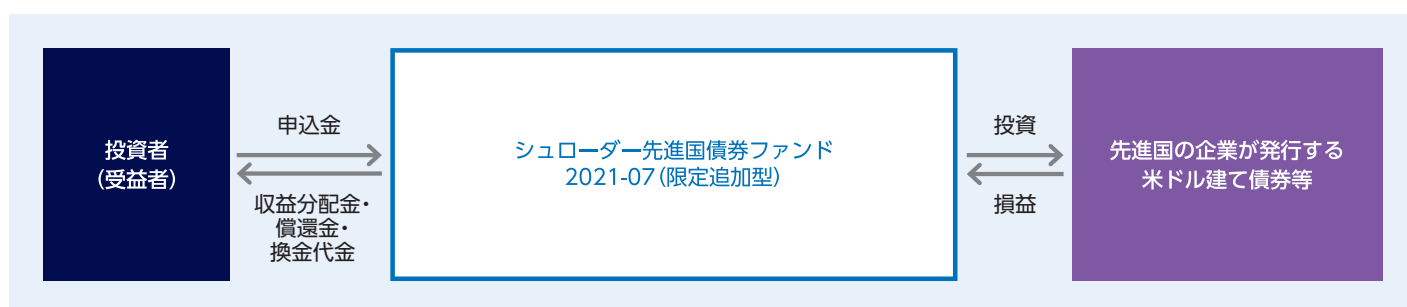
## 運用プロセス

- 伝統的なマクロ経済分析、企業の財務・事業分析に加え、企業のビジネスモデルに影響を与える可能性のあるクレジット・テーマ\*にフォーカスした銘柄分析
  - \*クレジット・テーマとは企業のビジネスモデルに影響を与える潜在的要因のことです。
- 約5年の信託期間において長期保有可能な銘柄群を投資ユニバースから抽出してポートフォリオを構築



※上記の運用プロセスは、今後、予告なく変更となる可能性があります。

## ファンドの仕組み



資金動向、市場動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## 主な投資制限

- 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 一発行体等に対する株式等、債券等およびデリバティブ等の投資割合は、信託財産の純資産総額に対して、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とします。
- デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

## 分配方針

年1回の決算時(原則8月10日。休業日の場合は翌営業日。)に、以下の方針に基づき収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益等の全額とします。
- 収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準・市場動向等を勘案し委託会社が決定します。  
なお信託財産の成長を優先させ、分配を行わないことがあります。

1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

分配

※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市場動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## 基準価額の変動要因

- 組入有価証券等の価格下落、発行体の倒産および財務状況の悪化、為替変動等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。  
**したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。**
- 分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われるとその金額相当分、基準価額は下がります。また、必ず支払われるものではなく、金額も確定しているものではありません。

### 金利変動リスク

一般に金利が上昇した場合には債券の価格は下落します。債券の満期までの期間が長いほど金利変動の影響を大きく受け、債券の価格変動が大きくなる傾向があります。債券が満期日前に償還された場合、より利回りの低い債券への再投資が行われる等、当初見込まれていた収益が得られない場合があります。これらの要因により債券の価格が下落した場合には、基準価額の下落要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

### 信用リスク

一般に発行体の信用度が低いほど利回りが高くなりますが、信用リスクが大きくなり、債券価格の変動幅が大きくなります。債券の発行体の財務状況の悪化、経営不振、またはそれが予想された場合、その他、信用度に関する外部評価が悪化した場合、債券価格の下落要因となります。債券の発行体が債務不履行に陥った場合、投資元本が回収できなくなる可能性が高くなります。これらの要因により債券の価格が下落した場合には、基準価額の下落要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

### 為替変動リスク

組入外貨建資産については、公社債等の価格変動のほか、当該資産の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、為替変動リスク軽減のために、原則として対円での為替ヘッジを行います。この場合、通常、円の金利が為替ヘッジ対象通貨の金利と比べて低い場合には、為替ヘッジに伴うコストが発生し、基準価額が下落する要因となります。また、為替変動等を受けて組入外貨建資産の価格が上昇した場合、ヘッジ比率を維持するために追加で価格上昇分に対する為替ヘッジを行うため、追加の為替ヘッジに伴うコストがかかり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。為替ヘッジにより為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

### デリバティブ取引のリスク

組入外貨建資産においてはデリバティブ(先物、オプション、スワップ等の金融派生商品)を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などの影響を受け、デリバティブが参照する原資産(証券、金利、通貨、指数等)の価格変動に伴い変動しますが、原資産の価格変動と比べてより大きく価格変動・下落することがあります。また、取引先リスク(取引相手の倒産などにより取引が実行されないこと)により損失を被る可能性があります。デリバティブの価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり投資元本を割り込むことがあります。

## カントリー・ リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合等には、投資元本の回収が困難になったり、投資する有価証券等の価格が下落することがあり、基準価額の下落要因となります。

## 流動性リスク

公社債等を売買する際、市場規模が小さい、取引量が少ない等、流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場の場合、市場の実勢と大きくかい離した水準で取引されることがあり、基準価額の下落要因となる可能性があります。投資元本を割り込むことがあります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

■ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

### [収益分配金に関する留意事項]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

### [現金等の組入に関する留意事項]

信託期間末のみならず期中において、市場動向等によっては、短期金融資産や現金の組入比率が高まり、その他の投資対象資産の組入比率が低下する場合があります。

### [公社債の再投資に関するリスクおよび留意点]

ファンドの信託期間内に満期を迎える公社債の償還金等については、ファンドの信託期間内に満期を迎える別の公社債に再投資することを目指します。ただし、当該公社債は、当初投資した公社債に比べ、低利回りのものである可能性があります。また、市場、発行動向によっては公社債への再投資ができない可能性があり、その場合は、主に残存期間の短い他の債券や短期金融商品等への投資を行います。その結果、ファンドの償還日が近づくにつれてファンド全体の利回り水準が低下することがあります。

## リスクの管理体制

運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について随時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。

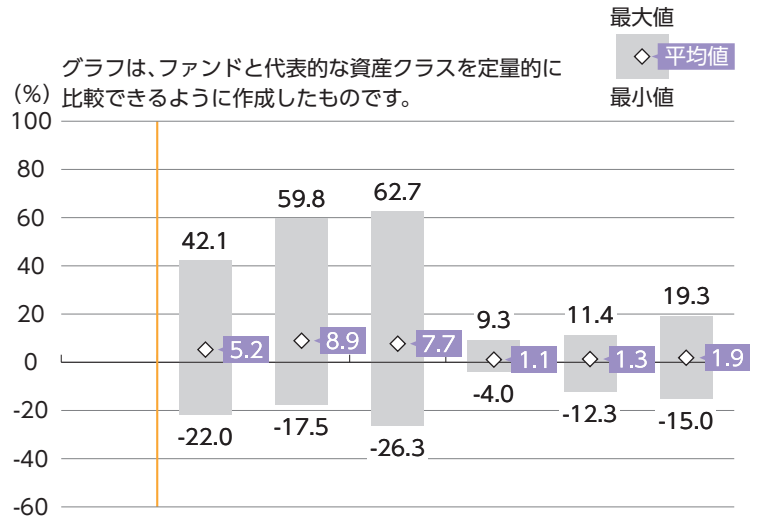
## 参考情報

### ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

ファンドは2021年7月12日から運用を開始します。  
したがって、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

### ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2016年4月末～2021年3月末



当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※2016年4月から2021年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

なお、当ファンドの騰落率につきましては、設定前であるため掲載しておりません。

※決算日に対応した数値とは異なります。

#### 各資産クラスの指数

- 日本株・・・東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株・・・MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)
- 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債・・・NOMURA-BPI国債
- 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
- 新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド (円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

#### ○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

#### 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

#### MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース) は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

#### MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCIは、本資料に含まれるいかなるMSCIのデータについても、明示的・黙示的に保証せず、またいかなる責任も負いません。MSCIのデータを、他の指数やいかなる有価証券、金融商品の根拠として使用する、あるいは再配布することは禁じられています。本資料はMSCIにより作成、審査、承認されたものではありません。いかなるMSCIのデータも、投資助言や投資に関する意思決定を行うこと (又は行わないこと) の推奨の根拠として提供されるものではなく、また、そのようなものとして依拠されるべきものでもありません。

#### NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

#### FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

#### JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド (円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド (円ベース) は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

ファンドは2021年7月12日から運用を開始します。  
したがって、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

## ■ 基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

## ■ 分配の推移

該当事項はありません。

## ■ 主要な資産の状況

該当事項はありません。

## ■ 年間収益率の推移

該当事項はありません。なお、ファンドにはベンチマークはありません。

---

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示される予定です。



## お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。ただし、分配金再投資コース(累積投資コース)*において収益分配金を再投資する場合は、1円以上1円単位とします。 *収益分配がなされた場合、税金を差し引いた後の収益分配金がファンドに再投資される申込方法です。
購入価額	当初申込期間:1口当たり1円とします。 継続申込期間:購入申込日の翌営業日の基準価額。基準価額は1万口当たりとします。
購入代金	当初申込期間:2021年7月9日までに販売会社に購入代金をお支払いください。 継続申込期間:販売会社が定める日までに購入代金を販売会社にお支払いください。 (購入代金=購入価額×購入口数+購入時手数料(税込))
換金単位	販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金	原則として換金申込日から起算して6営業日目から販売会社にてお支払いします。
申込締切時間	当初申込期間:販売会社が定める時間とします。 継続申込期間:原則として午後3時までに販売会社所定の事務手続きが完了した分とします。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	当初申込期間:2021年6月28日から2021年7月9日まで 継続申込期間:2021年7月12日から2021年7月30日まで
購入・換金申込不可日	申込日当日が次のいずれかの場合には、購入・換金の申込みは受け付けません。 ■国内の休業日 ■ロンドン、ニューヨークの証券取引所の休業日 ■ロンドン、ニューヨークの銀行の休業日
換金制限	大口解約は、解約金額および受付時間に制限を設けさせていただく場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事情*が生じた場合には、ファンドの購入・換金の各申込みの受け付けを中止すること、あるいは、すでに受け付けた各申込みの受け付けを取り消すことがあります。 *投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等
信託期間	2026年8月10日まで(2021年7月12日設定)
繰上償還	受益権口数が25億口を下回った場合等には繰上償還となる場合があります。
決算日	原則、毎年8月10日(休業日の場合は翌営業日) 初回決算日は2022年8月10日
収益分配	年1回、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 販売会社との契約によっては、再投資が可能です。 なお、分配を行わない場合があります。
信託金の限度額	1,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年8月の決算時ならびに償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知っている受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 ■公募株式投資信託は税法上、NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)の適用対象です。 ■配当控除、益金不算入制度の適用はありません。
基準価額の新聞掲載	基準価額は、計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に「先進債2107」として掲載されます。

## ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	当初申込期間においては1口当たり1円に、継続申込期間においては購入申込日の翌営業日の基準価額に <b>1.10% (税抜1.00%) を上限</b> として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額を購入時にご負担いただきます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 ※購入時手数料は、受益権購入に伴い必要な商品等に関する説明・情報提供、および事務コスト等の対価です。
信託財産留保額	換金申込日の翌営業日の基準価額に <b>0.3%</b> を乗じて得た額を換金時にご負担いただきます。 ※受益者の公平を図るため、ファンドを解約される受益者の解約代金から差し引いて信託財産に繰り入れる金額です。

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して <b>年率0.858% (税抜0.78%)</b> 。 運用管理費用(信託報酬)は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されることで、ファンドの基準価額に反映され、毎計算期間の最初の6カ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。		
	配分(年率/税抜)	役務の内容	
	委託会社	0.40%	ファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出ならびに公表運用報告書・有価証券報告書等法定書面の作成、および受益者への情報提供資料の作成等
	販売会社	0.35%	運用報告書等各種書類の交付 口座内でのファンドの管理、および受益者への情報提供等
	受託会社	0.03%	ファンドの財産保管・管理 委託会社からの指図の実行等
	委託会社の配分には、運用委託先であるシュローダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・インクに対する報酬が含まれています。		
その他の費用・手数料	法定書類の作成等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用等 ファンドの純資産総額に対して <b>年率0.11% (税抜0.10%) を上限</b> とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上されることで、ファンドの基準価額に反映され、毎計算期間の最初の6カ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。		
	組入有価証券の売買委託手数料、外貨建資産の保管等に関する費用等 ファンドからその都度支払われます。 ※運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を示すことができません。		

※上記の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、事前に示すことができません。

## 税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税、復興特別所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度(ジュニアNISA)をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※外国税額控除の適用がある場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2021年3月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## シュローダー・グループ

- 1804年の創業以来、**200年**を超える歴史と実績を誇る、英国屈指の独立系資産運用グループです。
- 英国ロンドンを本拠地とし、グローバルで幅広い資産運用サービスを展開しています。
- 運用資産総額は約**81兆円\***(5,744億英ポンド)に上ります。
- **1870年**(明治3年)、日本政府が初めて起債した外債の主幹事として、日本初の鉄道敷設(新橋駅ー横浜駅間)の資金調達に貢献しました。
- **1974年**、東京に事務所を開設。年金基金、機関投資家、個人投資家向けに、資産運用サービスを提供しています。

2020年12月末現在。\*1英ポンド=141.13円換算。

**Schroders**  
シュロダー・インベストメント・マネジメント